



# 労基署便り

令和6年度 No.5  
大河原労働基準監督署



ひと、くらし、  
みらいのために

## 令和6年1月～7月労働災害発生状況 (新型コロナウイルス感染症によるものを除く)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R5(確定)	R6(速報)	前年比	R5(確定)	R6(速報)	前年比
<b>製造業 計</b>	13	21	8	209 (2)	208	-1(-2)
食料品製造業	8	7	-1	108	87	-21
機械金属製造業	4	9	5	50 (1)	67	17(-1)
<b>建設業 計</b>	15	12	-3	148 (4)	146	-2(-4)
土木工事業	7	7	±0	46	42	-4
建築工事業	8	3	-5	74 (2)	73	-1(-2)
その他の建設	0	2	2	28 (2)	31	3(-2)
<b>運輸交通業 計</b>	3	16	13	186	191 (1)	5(1)
陸上貨物運送業	1	15	14	161	180 (1)	19(1)
<b>商業</b>	18	11	-7	231 (2)	208	-23(-2)
<b>社会福祉施設</b>	4	4	±0	112	111	-1
<b>全産業</b>	82	86	4	1247 (10)	1191 (7)	-56(-3)

1 休業4日以上死傷労働災害(労働者死傷病報告による)の数値。前年比は死傷者数(人)、( )は内数で死亡者数。/ 2 機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送用機械等製造業の合計。/ 3 陸上貨物運送業は道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計。

9月は「全国労働衛生週間」の準備期間になります  
～ 職場の環境改善に向けた積極的な取り組みをお願いします～

本年も、9月を準備期間、10月1日(火)から10月7日(月)までを本週間とする「全国労働衛生週間」を以下のスローガンの下で実施します。

### 『推してます みんな笑顔の 健康職場』

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で75回目になります。

準備期間中には、以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検をお願いします。

- ・過重労働による健康障害防止対策
- ・職場におけるメンタルヘルス対策
- ・職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- ・化学物質における健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・職場の受動喫煙対策
- ・治療と仕事の両立支援対策
- ・職場の熱中症予防対策
- ・テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- ・小規模事業場における産業保健活動の充実
- ・女性の健康課題への取組



実施要綱等はこちら

事業場の皆さまへ

## 第75回 全国労働衛生週間

2024(令和6)年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン  
推してます  
みんな笑顔の 健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！  
「全国労働衛生週間」は、労働者の健康増進や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

**準備期間(9月1日～30日)に実施する事項**

- 重点事項の点検として、日常の労働衛生活動の総点検を行います。
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 職場の健康課題への取組

**全国労働衛生週間(10月1日～7日)に実施する事項**

- 事業場又は経済的公益活動による関係団体
- 労働衛生の推進及び労働者の健康の向上
- 労働者に対する健康増進、労働安全の向上
- 労働者の健康増進、労働安全の向上
- 労働者に対する健康増進、労働安全の向上
- 労働者に対する健康増進、労働安全の向上
- 労働者に対する健康増進、労働安全の向上
- 労働者に対する健康増進、労働安全の向上

主催：厚生労働省、厚生労働省労働安全衛生局、労働安全衛生局労働安全衛生課、労働安全衛生局労働安全衛生課  
協賛：各都道府県労働基準監督署、各都道府県労働安全衛生センター、各都道府県労働安全衛生センター

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

令和5年に宮城県内で発生した労働災害のうち、休業4日以上死傷者数は2,543人であり、そのうち転倒災害によるものは749人、全体の約29.5%と最多となりました。

前述しましたとおり、「全国労働衛生週間」の準備期間中に実施する事項として、「職場における転倒・腰痛災害の予防対策」が示されていますので、積極的な取組をお願いいたします。

また、転倒災害のうち60歳以上の高年齢労働者が占める割合は42.1% (315人)であり、このうち、女性が63.2% (199人)の大半を占めています。近年は高年齢者の就業率の増加に伴って、中高年齢の女性を中心に転倒による労働災害が増加していますので、リーフレットを参考に対策の強化をお願いいたします。



リーフレットはこちらです

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」と「医療保険者との連携」をお願いいたします！

令和5年における大河原労働基準監督署管内の一般健康診断結果の有所見率は65.7%であり、これは全国の58.9%を大きく上回り、宮城県内の63.7%をも上回っているものです。事業場の皆様におかれましては、「全国労働衛生週間」を機会に産業保健サービスを活用するなどにより、健康保持増進対策への積極的な取組をお願いします。

各種健康診断の実施状況を改めて確認していただくとともに、結果についての医師等からの意見聴取及び当該意見を勘案した就業上の措置の実施の徹底、また、必要に応じた医師等による保健指導についてもお願いします。

なお、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合は、当該記録の写しを医療保険者に提供しなければならないこととされていますのでご承知おきいただき、健康保険組合その他の健康増進事業実施者との連携もお願いします。

## 「労働基準監督署チャットボット」のご案内

厚生労働省では、労働基準監督署チャットボットの運営を開始しました。

このチャットボットは、AIを活用したシステムによる自動応答です。労働条件、安全衛生や労災保険関係等に関する相談は、労働基準監督署チャットボットにより24時間対応していますので、是非ご利用ください。

\*なお、ご質問が多い事項に対応しているもので、あらゆる質問に対応しているものではありません。

**労働基準監督署チャットボットのご案内**

労働基準監督署の業務に関する一般的なお問い合わせに対応しています。こんなご質問はありませんか？

- 労働者の方
  - 労働条件に関するお問い合わせ
  - 安全衛生に関するお問い合わせ
  - 労災保険関係に関するお問い合わせ
  - その他労働に関するお問い合わせ
- 事業者の方
  - 労働条件に関するお問い合わせ
  - 安全衛生に関するお問い合わせ
  - 労災保険関係に関するお問い合わせ
  - その他労働に関するお問い合わせ

PC・スマホどちらも対応可能！ぜひご利用ください！

厚生労働省 <https://choh.acn.mhlw.go.jp/chatbot/>

ご利用はこちらから  
お願いします。

発行：大河原労働基準監督署（TEL：0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。